YUBISUI NEWS 企業版

No.98
2021

新代表からのごあいさつ

特集 税制改正大網速報

ごあいさつ

ゆびすいグループ
代表
臼間 真次

新年、明けましておめでとうございます。

平素は、当グループに格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

私は澤田直樹の後任として、この度ゆびすいグループの代表に就任いたしました臼間真次でございます。

つきましては、微力非才の身ではございますが、皆様の発展のお役に立てるよう一意専心つとめる所存でございますので、何卒前任者同様変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症拡大のため国内・国外を含めて我々の経済･社会生活が今まで経験したことがない異常な停滞状態になりました。そのような状況の中、コロナウイルス蔓延により影響を受けたお客様に対しては「持続化給付金」をはじめとする各種給付金の受給のお手伝いや税務申告書や税金納付の延長、社会保険の特例措置の適用等出来る限りのサポートを行ってまいりました。

今後もコロナウイルスの影響は当面続くと思われますので、できる限りこのようなお手伝いは継続していく所存であります。また、コロナウイルスの影響で、一気にテレワークやコミュニケーションソフトを利用した会議・打ち合わせ・商談等が広がりました。

当グループも特に緊急事態宣言発令中には遠隔地のお客様に対してはソフトを利用した打ち合わせ又は資料を郵送やメールでのやりとりで行い急場を凌ぐことができました。

今後もこのようなコミュニケーションツールや AI を利用した巡回業務や決算作業をコロナウイルス終息後も継続して積極的に活用しお互いの時間の効率的な活用を推進していきたいと思います。

また従来の集合型研修に替わり、YouTube 等を活用した研修会や相談会、チャットワーク等を利用したタイムリーな情報発信や相談等も積極的に推し進めたいと思います。

しかしながら、これらのツールの活用がすべての面で万能であるとは思っておりません。

対面した上で解決しないような問題につきましてはお客様とじっくりと向き合いコミュニケーションを取りながら解決していきたいと思います。

このように確実に我々を取り巻く仕事環境や生活様式は変化していきます。

しかしながら、創業者・指吸千之助の理念である「お客様の繁栄があってこそのゆびすい」という思いを我々も受け継ぎ今後もお客様の繁栄を第一に願って行動する所存であります。

また、当グループが総合士業事務所である利点を生かした「ワンストップサービス」を今後もますます充実させ、お客様により質の高いサービズをよりタイムリーに提供していきたいと思います。

本年もお客様のさらなる繁栄のために、所員全員で努力するつもりでありますので、今後ともご支援、ご鞭撻賜りますよう心よりお願い申しあげます。

一日も早いコロナウイルス感染症の終息を願うとともに、本年が皆様に良い 1 年であることを祈念いたしまして新年の挨拶とさせていただきます。

新グループ役員からのごあいさつ

ゆびすいグループ
管理部
梅木 誉志浩

新年を迎え、ゆびすいグループ各部門でお世話になっております顧問先の皆様方へ謹んでお祝い申し上げます。私儀、本年1月より大命を承りグループ役員の末端としてその任務に全集中することになりました。思い起こせば昭和62年の入社以来、数々の顧問先の皆様に可愛がって頂き、感謝の言葉以外に何も申し上げることはございません。

入社時は旧々の堺本社ビル、5年目で堺筋本町の大阪支店へ転勤、そこで17年間。岡山時代は7年半の間、中四国のお客さま方にお世話になりました。その間も弊社の繁忙期には公益の決算の応援で南九州や北関東へ毎年一週間ほどの出張など、その場その時にお世話になった方々の面影が懐かしく、とても楽しく思い出されます。

現在はフロント業務を離れ、本社管理部におきまして若手の活躍を陰ながら応援する仕事を任されています。

今後やる事はひとつ、【人に好かれるゆびすいマン】を支える事でお客様の繁栄に貢献して参ります。

ゆびすいグループ
東日本事業部
田尻 文彦

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

昨年からの新型コロナウイルス感染症の流行により、社会・経済的影響はとても大きく、さまざまな業界で、業務の変更が行われました。ただでさえ複雑多様化する中で更なる社会変化に対応する必要が出てきました。

このような状況のなか、ゆびすいの総合事務所という強みを活かし、お客様のニーズにあったサービスを提供できるようグループ職員一丸となってサポート出来ればと思っております。

これまでも多くのお客様に育てていただきました。これからも専門知識や情報を習得し、それぞれにあったサービスへと変換して伝えていけるように人間としても成長していけるよう努力をしていく所存です。

至らない点もあろうかと思いますが、これからも末永くお客様のパートナーとして、また善き相談相手としてお手伝いをさせていただければと思います。本年もどうぞご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

CONTENTS

新代表からのごあいさつ …… 01

新グループ役員からのごあいさつ …… 02

TOPICS 税制改正大綱速報 …… 03

社労士からのアドバイス 育児介護休業法改正について …… 05

行政書士の目のつけどころ 遺言書の保管制度が始まりました!! …… 06

コンサルの現場から 売れてますか？儲かってますか？ …… 07

医療業界を読む 医療機器購入手段の検討 …… 09

相続事例 遺言で解決できる争族 …… 10

ゆびすいグループでチャットでのお客様サポートが始まりました …… 11

TOPICS

令和3年度税制改正大綱速報

はじめに

令和2年12月10日に令和3年度税制大綱(以下、「本改正」)が発表されました。本改正では、ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生という観点から様々な改正が行われています。具体的には、新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」)により浮き彫りとなった行政サービスや民間分野のデジタル化などの課題に対して、税制面において支援を行うものが新設されています。また、感染症による住宅需要の落込みを軽減すべく、住宅ローン控除の控除期間13年とする制度を延長し、住宅資金贈与制度についても拡大されています。

1. 所得税

(1)住宅借入金等を有する場合の所得税の特別控除の特例措置

過去の改正により、令和2年12月末日までに消費税率10%が適用される住宅の取得等について、住宅ローン控除の控除期間が3年延長され、13年の控除期間が設けられました。本改正により、令和3年9月30日(新築以外の場合は令和3年11月30日)までに契約を行い、令和4年12月末日までに居住した場合には住宅ローン控除の控除期間13年の制度が適用されるようになります。

2. 法人税

(1)デジタルトランスフォーメーション(DX)投資税制の創設

事業の発展段階に合わせ産業競争力を強化することを目的に施行された「産業競争力強化法」の一部改正に伴い、同法の認定を受けた事業適応を実施するために必要なソフトウェアに対して税額控除(3%又は5%)、もしくは特別償却(30%)を選択し、企業のIT化を促進する制度が設けられます。

(2) カーボンニュートラル投資促進税制の創設

事業の発展段階に合わせ産業競争力を強化することを目的に施行された「産業競争力強化法」の一部改正に伴い、同法の認定を受けた中長期環境適応計画の用に供する中長期環境適応生産性向上設備等を導入した場合に、税額控除(5%又は10%)、又は特別償却(50%)を選択し、企業の環境配慮を促進する制度が新設されます。

上記(1)DX投資税制、(2)カーボンニュートラル投資促進税制のいずれも税額控除と特別償却のいずれかを選択することになります。

脱炭素社会のイメージ

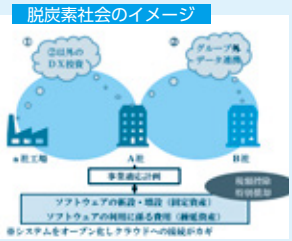

DXのイメージ

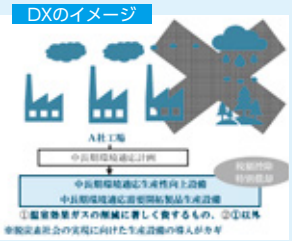

税額控除と特別償却を選択するに当たっての基礎的な考え方につきましては弊社が公表しているYouTube動画にてご確認して頂けると幸いです。

https://www.youtube.com/watch?v=oO9P69v62TA

(3) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

中小企業のM&Aでは隠れていたリスクが、買収後に顕在化することが少なくありません。本改正によって、買収時に計上する準備金の損金算入が認められます。買収時のリスクを軽減することで、より積極的なM&Aが期待されます。

ゆびすいグループ　税理士
天谷 翔

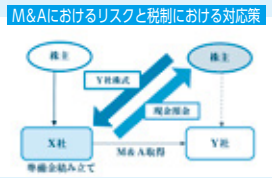

左記の例の場合、X社はY社をM&Aにより取得した後、Y社の①会計・財務リスク（簿外債務・脱税など）、②法務リスク（訴訟トラブルなど）、③労務リスク（未払残業代など）といったあらゆるリスクを抱えることになります。本改正により、一定の計画の基にM&Aで取得した株式について、その取得価額の70%を限度に準備金として積み立てることで、準備金相当額を損金に出来ます。なお、5年経過後からはその準備金を5年間で均等額を取崩して、益金算入することになります。

3. 資産税

(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等

感染症の影響による先行きの不透明さは、消費者の住宅取得においても負の要因となっています。そのような状況下で、少しでも購買を喚起するため既存制度の拡充が行われることとなりました。

① 期間

平成27年1月1日から令和3年12月31日までの間

② 要件

父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自分の居住用住宅の家屋の取得等又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合

③ 非課税となる金額

イ. 消費税10%が適用される住宅

新築等に係る契約の締結日	R2.4.1～R3.3.31	R3.4.1～R3.12.31	
		現行	改正後
省エネ住宅等	1,500万円	1,200万円	**1,500万円**
上記以外	1,000万円	700万円	**1,000万円**

ロ. イ以外の住宅

新築等に係る契約の締結日	R2.4.1～R3.3.31	R3.4.1～R3.12.31	
		現行	改正後
省エネ住宅等	1,000万円	800万円	**1,000万円**
上記以外	500万円	300万円	**500万円**

おわりに

ページ数の都合で割愛しましたが、他にも「勤続年数5年以下の短期退職手当等に係る退職所得計算の制限」や「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長」などがあります。ご興味がございましたら、ゆびすいHPにて「税制改正速報」を公開しておりますので、ご覧いただければ幸いです。

また、YouTubeにて弊社研修動画を公開しております。ご興味がございましたら「ゆびすいグループ公式アカウント」で検索してみてください。

税制改正速報

社労士からの
アドバイス

育児介護休業法改正について

ゆびすいグループ
特定社会保険労務士
片岡 哲也

令和3年1月1日～育児介護休業法が改正されました。前回の改正（育児休業期間が最長2歳まで延長可能）に比べると実務への影響は少ないとは思われますが、改正内容と実務上の対応を記載します。

改正内容

令和3年1月1日～育児介護休業法が改正され、子の看護休暇や介護休暇を**時間単位**で取得できるようになりました。今までは、半日単位でしか取得出来ませんでした。また、1日の所定労働時間が4時間以下の労働者はこの制度を利用することができませんでしたが、今度の改正によってこの制限が廃止され、すべての労働者が取得できるようになりました。

改正前		改正後
・**半日単位**での取得が可能 ・1 日の所定労働時間が 4 時間以下の労働者は取得できない	→	・**時間単位**での取得が可能 ・**全ての労働者が取得できる**

事業所での対応

事業所での対応は以下の2点です。

①中抜け（就業時間の途中で時間単位の休暇を取得）を認めるか。

法律で求められているのは中抜けなしの休暇ですので、中抜け形式の休暇取得を認めるかどうかは事業所の判断によります。

②就業規則の整備

今回の改正により育児介護休業規程の変更が必要になります。

Q&A

Q. 時間単位で看護・介護休暇を取得する場合、何時間分の休暇で「1日分」となるのか?

A. 休暇を取得した時間数の合計が1日の所定労働時間に相当する時間数になるごとに「1日分」の休暇をしたものと扱う。ただし、1日の所定労働時間に1時間で満たない端数がある場合には、端数を時間単位に切り上げる必要があります。例えば、所定労働時間が7時間30分の場合は「30分」という端数を切り上げ、8時間分の休暇で「1日分」となります。

Q. 「時間」単位について、例えば2時間単位での看護・介護休暇の取得のみを認め、1時間単位での取得を認めないこととする取扱いはできるのか?

A. できない。事業主が例えば2時間単位での看護・介護休暇取得のみを認め、1時間単位での取得を認めないこととする取扱いはできない。

行政書士の目の付けどころ

遺言書の保管制度が始まりました!!

ゆびすいグループ
行政書士
今井 悠平

「遺言書」という言葉を一度は聞いたことがあるかと思います。
一概に遺言書といっても様々な種類がありますが、一般的な遺言書として下記の二つがあります。

・自筆証書遺言（全文を自筆で書いたもの。書き方によっては無効になる場合もある。保管も自身でする必要がある。）
・公正証書遺言（公証人と相談しながら作成するもの。原本は公証役場で保管される。公証人に遺言の内容のアドバイスをもらえる。）

今回、自筆証書遺言の保管について、御自身で保管する方法だけでなく、法務局に遺言書を預けることができるようになりました。

その結果・・・・

今までの自筆証書遺言の問題点

紛失や不利益を受ける相続人による隠匿・廃棄・改ざんのおそれあり！

法務局に預けることによって、

紛失・相続人による改ざん等のおそれがなくなります！

預けることができる法務局は、遺言者の住所地・本籍地・所有不動産の所在地の法務局になります。

■法務局に遺言書を預けたあとの手続きについて

一度、預けた遺言書は手数料を支払えば、遺言者本人は、いつでも見ることが可能ですし、法務局に預けた遺言書の返還をいつでも求めることができます。

■遺言者の死亡後に相続人ができる手続き

相続人や遺言書で相続財産を受け取る権利を与えられた人などは遺言書が保管されているかどうかの確認を請求することができ、遺言書が保管されていれば、内容を確認できるようになります。

ただし、この遺言書の内容の確認を誰かが請求した場合、他の相続人に法務局から遺言書を保管している旨の通知されます。

自筆証書遺言の保管制度により、自筆証書遺言を安全に保管できるものになりますが、法務局は遺言書を保管する際に「自筆証書遺言書」として形式が整っているかどうか（自署されているか・日付が記載されているか等）のチェックのみを行います。しかし、遺言書の内容が正しく効力を生ずるかというところまでは判断をしてくれませんので、遺言書の内容には注意をしなければいけません。

■遺言書の内容とは・・・

・遺言に記載された財産が本当にあるかどうか
・不動産の記載方法
　例）「〇〇（住所）の土地を妻に相続させる。」のような住所で記載されているもの
　（住所では不動産を特定できません。）
・相続させたい人の記載方法
　例）「財産を息子に相続させる」（複数人子どもがいる場合、相続人を特定できません。）

遺言書の形式が整っていたとしても、内容が正しく記載されていないとせっかく残された遺言が無駄になってしまいます。

ゆびすいにご相談いただければ、遺言者様の意思を尊重した遺言書の作成をサポートさせていただきます。遺言者の意思を正確に後世に伝えるためにも是非ゆびすいに一度ご相談いただくことをお勧め致します。

コンサルの現場から

売れてますか?儲かってますか?

「御社の製品の中で何が一番売れていますか?」と伺うと、大半はすぐにお答えいただけます。しかし、「御社の製品の中で何が一番利益を産んでいますか?」と伺うと、しっかり把握出来ていない企業様に多く出会います。「分かりません」ならまだマシかもしれません。売上は目に見えて変動が分かりますが、利益は取引先や世の中の動き等、変動要素が大きいものです。思い込みや世の中の変化を鑑みずに答えたその製品が蓋をあけてみると、実は大赤字でしたということがあります。利益に貢献していると思っていた製品が、実は売れば売るほど利益をマイナスにしている状況です。これはどんぶり勘定によるどんぶり経営が原因です。

売れている(売上が上がっている)と儲かっている(利益が出ている)は違う!

改善には問題発見の仕組みが必要

どんぶり経営の根本的な思想は「1年間を通して、最終的に黒字ならいいや」という考え方です。黒字かどうかは確かに一年間の成績として重要な指標ですが、計画や根拠のない黒字はただのラッキーパンチであり、黒字の理由が分からなければ今後もラッキーで経営することになります。一年間を通して「今年も黒字で良かった」、「赤字だったけど来年は頑張ろう」ではなく、「さらに黒字にするにはどうすればいいのか」、「さらに生産性を向上するには?」と改善を繰り返す必要があります。改善を繰り返すには解決策が必要であり、解決策を産み出すには問題点の原因を突き詰める必要があります。問題点の原因を突き詰めるには問題への気づきから思考が始まります。問題は深刻化する前に発見するのが大事です。その問題発見の仕組みの一つである原価計算をご紹介します。

改善には問題発見の仕組みが必要!

原価計算ができている状態

どんぶり勘定から脱するためには取引先別とアイテム別の売上管理だけでなく、利益管理をしており、個別の利益額が分かるようにしておかなければなりません。製品に直接係る費用だけでなく、人件費や水道光熱費等、あらゆる費用を一定のルールでできるだけ一つ一つの製品に割り振り、個別にかかっている原価を算出する。これが原価計算です。

<原価計算の体系図>

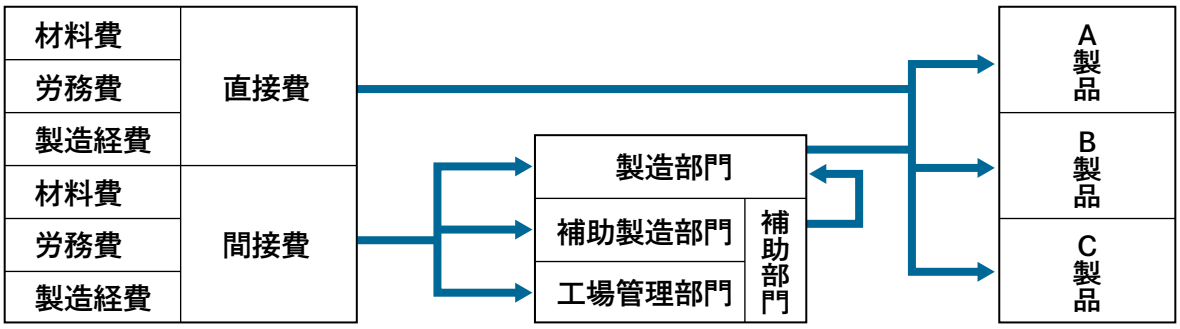

ゆびすいグループ
中小企業診断士
石田 竜佑

原価計算ができない3つの理由

「うちはアイテム数が多くてそんなことは不可能」又は、「重要性は分かるが、実際に試みたけれども進め方が分かりません」とよくお聞きします。ここでは原価計算制度が運用できない3つの理由をご紹介します。

1. 作ったルールで算出した原価が正確かどうか不明

力を入れてルールを作ったのはいいのですが、その数字が正確なのか疑ってしまうと、運用しなくなります。ここで大事なのは疑った後に繰り返し検証を続けるという事です。どんな制度も作りっぱなしではなく、ルールを作った後も改善と調整を重ねて実態に合わせていく必要があります。

2. データが取れない

誰がどのような作業をして、どの機械がどのアイテムのために何時間稼働しているか等を習慣としてデータ収集していれば、それを分析するところから開始できます。そうでなければデータを収集する方法から考える必要があります。これは現場の協力が必要になりますが、説明が必要です。説明なく「日報を書いてくれ、稼働時間を教えてくれ」と伝えると、「サボってると思っているのか?」と労働管理を厳しくしていると疑われ、正確なデータ収集が出来なくなります。(私の経験談です)現在ではIoTを導入するなどして、より正確なデータの収集が可能となっております。

3. 外部のコンサルタントに丸投げして制度構築した

外部のコンサルタント制度構築を丸投げすると、管理職ですら制度の詳細を理解していない状態となります。すると現場からの質問にまともに答えることが出来ないことや、環境の変化による制度のブラッシュアップができない等、制度がどんどん風化していき、遺産となっていきます。

原価計算の重要性や考え方を記載しました。繰り返しになりますが、原価計算の最大の有用性は**問題発見**です。逆に言えば原価計算のない、数値化・見える化できていない状態では目標が立てづらく、改善計画に具体性が欠け、従業員への説得性が弱く、改善の協力が得られない、改善が進まないという状態にもなります。

原価計算は収益性や生産性、従業員の改善意識など、経営のあらゆる面の意思決定で役立ちます。原価計算の必要性を感じた、又は過去に試しはしたが挫折したという企業様、弊社コンサルタントにお声がけください。

もう一度お聞きします。「御社の製品の中で何が一番利益を産んでいますか？」

医療機器購入手段の検討

～「リース契約」と「借入による購入」との比較～

大阪事業部　医療専門部
高瀬 公子

1. はじめに

高額な医療機器の購入を検討される際に、リース契約にするか、借入を利用するか悩まれる医療経営者の方もいらっしゃるのではないでしょうか。それぞれにメリットとデメリットがあるので、リース契約で医療機器を利用する場合と、借入を行い、医療機器を購入する場合の比較をご紹介します。

2. リース契約と借入の特徴

①リース契約

メリット	デメリット
・毎月定額のリース料で必要な医療機器を利用でき、リース料金は全額経費計上可能	・リース期間中は、リース物件の所有権がリース会社にあるため、資産の確保による信用増大は期待できない
・リース料総額が貸借対照表の借入金として計上されることはないため、財務比率が悪化することはない	・経営状況の変化によりリース物件が使用不要な状況になってもリース期間契約終了前に原則として解約はできない

②借入

メリット	デメリット
・定率法により減価償却する場合は、当初に多額の経費を計上することができる	・借入時に、銀行から決算書や資金繰り表の提出を求められる
・代表者保証や不動産を担保に入れることにより金利を下げることができる	・償却資産税や保険料の負担が発生する

3. 支払利息の比較

（例）1,000 万円の医療機器を購入した場合

	①リース契約	②借入
計算式	毎月支払うリース料×リース期間＝支払総額	（毎月の元本返済額＋利息返済額）×返済期間＝支払総額
具体例	リース契約をリース料率年間1.8％、リース期間5年とする場合、リース料総額は1,090万円となり、毎月の支払額は約18万円になる。一方、借入を①のリース契約同様に毎月18万円の支払を行うと仮定して、元利均等返済した場合、借入利息は3.1％となる。よって、支払利息のみを比較した場合、銀行借入の利息が3.1％を超えないならば、借入の方にメリットがある。	

4.おわりに

借入の場合は償却資産税や保険料が別途経費として掛かってくるため、購入の際は事前に資金繰りのシミュレーションを行い比較することをお勧めします。また、数年ごとに最新機種が発売されるような医療機器であれば、契約終了後に、最新機種に契約更新可能なリースにメリットがあると言えます。そのため、購入代金や機器の種類に応じて柔軟な選択が必要です。どちらにするか迷った際には、お気軽にご相談下さい。

遺言で解決できる争族

相続専門部　税理士
吉田 卓司

コロナによる不安が増大する中、将来の相続について考える方が多くなっています。ご自身が家族とともに築いてきた財産を円滑に承継し、「争族」を起こさないためには、遺言書の作成が大変有効です。今回は、遺言が特に必要なケースをご紹介します。

【ケース1】 全財産を配偶者に相続させたい

⇒被相続人（亡くなられた方）に親も子供もいない場合、被相続人の兄弟姉妹と配偶者が相続人として遺産分割協議をすることになります。亡くなった夫（妻）の兄弟姉妹と財産の分け方を話し合うのは、抵抗のある方も多いと思います。遺言で配偶者に全財産が渡るようにしておけば、兄弟姉妹には遺留分（相続できる最低限の権利）がないため、全財産を配偶者に承継させることができます。

【ケース2】 相続人の中に、認知症（になりそうな人）、障がい者、未成年者がいる

⇒重度の認知症や知的障害のある方は遺産分割協議をすることができず、裁判所を介して成年後見人を選任する必要があります。また、相続人が未成年者の場合も、特別代理人の選任が必要です。財産が分けられない状態を長引かせず、これらの方々の生活基盤を保障するためにも、遺産分割協議が要らないように、遺言で財産取得者を指定しておくべきです。

【ケース3】 事業用資産や賃貸用の不動産、同族会社の株式などがある場合

⇒これらの財産を相続する人が決まっていないと、民法上、どうしても事業の後継者以外の相続人も後継者と同じ権利を持つことになります。話し合いで事業に関係する財産を後継者が取得できれば良いですが、遺産分割協議に時間がかかったり、事業に関係ない相続人が同族会社の株式を取得したりすると、経営に支障を来たすことになりかねません。

上記以外にも、相続人がいない、相続人以外の人（例えば、内縁の妻）に財産を渡したい、相続開始後に揉めないように生前に決めておきたい、といった場合にも遺言の作成が有効です。

なお、遺言書には公正証書遺言と自筆証書遺言があります。このうち自筆証書遺言については、民法改正により作成が簡単になるとともに、昨年7月からは法務局における保管制度が開始しました。しかし、ハードルが下がったからこそ注意が必要です。法務局では、形式のチェックは入りますが、内容の正確性までは担保されないからです。

また、同じ財産でも誰に渡すかによって相続税が変わるため、内容によっては過大な税負担を生じることもあります。そのため、遺言にご興味のある方は、専門家であるゆびすいの担当者にご相談頂ければと思います。遺言の作成や執行だけでなく、財産の洗い出しや相続税の試算、相続対策など、トータルにお手伝いさせて頂きます。

信頼と安心、そして未来へ…
YUBISUI

ゆびすいグループでチャットでのお客様サポートが始まりました

チャットを利用して窓口を一本化し、ワンストップサービスをご提供します！

税理士・公認会計士・社会保険労務士・司法書士・行政書士・中小企業診断士（コンサルタント）などの専門家がお客様とチャットでやり取りし、サポートします！
※ゆびすいと顧問契約していただいている場合

専門家との連絡を素早く密にとることで、経営のスピードアップと業務効率化へ！

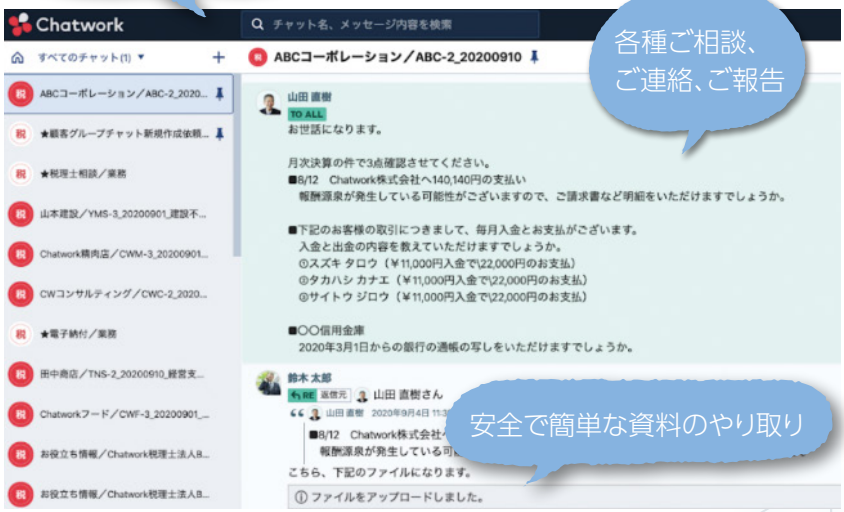

チャット導入前

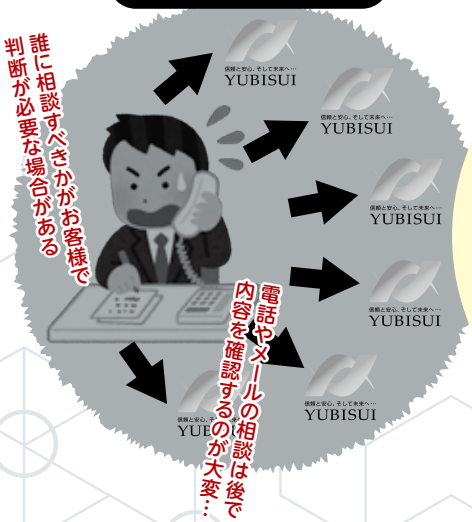

チャット導入後

★国内で最も利用されているビジネスチャットです！
★PCからでもスマートフォンからでもすぐにやり取りができて便利です！
★セキュリティ面にも優れており、安全に使えます！

いままでよりも更にゆびすいを身近に感じていただき、ゆびすいグループのワンストップサービスが受けていただきやすくなります

お客様は無料アカウントで登録していただくだけで、利用開始できます。右のQRコードを読み取るか、Chatworkアプリ（無料）をダウンロードしていただきご利用下さい！

GET IT ON Google Play　App Store からダウンロード

操作方法はこちらから！

2021年1月発行／編集責任者　ゆびすいグループ　広報委員会／TEL 072-238-0171／印刷　㈱ケーエスアイ